

社会福祉法人田上町社会福祉協議会
田上町地域福祉活動推進助成金交付要綱

(目的)

第1条 この助成事業は、社会福祉法人田上町社会福祉協議会定款第2条第1項から第3項に規定する地域福祉の推進を図るための事業を実施し、誰もが健康で安心して生活できる地域社会にするために、地域が連帯して支え合う福祉活動を推進する取り組みに対して助成を行い、地域福祉の充実を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 「田上町地域福祉活動推進助成事業」(以下「助成事業」という。)とは、町民が地域社会で安心して暮らすことができるよう、地域ぐるみでたすけあいのネットワークを構築する、次のような活動を実践することをいう。

- (1)見守り活動
- (2)日常生活支援活動
- (3)社会参加活動

(事業年度)

第3条 事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(推進主体)

第4条 この活動の推進主体は、田上町社会福祉協議会(以下「社協」という。)とする。

2 社協は、この活動を推進するために次のことを行なう。

- (1)活動推進の手引き・パンフレット等資料の作成・配付
- (2)実践地区に対する活動費の助成
- (3)助成金交付申請書及び事業実績報告書の作成・配付

3 社協は、各自治会及び関係機関等との連携を進め、実践地区の活動推進を援助する。

(助成対象)

第5条 この事業の助成対象は、田上町内の助成事業を実践する自治会とする。

(実践活動の内容)

第6条 助成事業の具体的な実践活動内容は別表1のとおりとする。

(活動費の助成)

第7条 助成事業を実践する自治会に対し助成事業の予算の範囲内で活動費の助成を行うものとする。

2 助成金額は各自治会の世帯数に1世帯当たり300円を乗じた額を上限とする。

3 前項の世帯数は、交付を希望する年度の前年12月末の世帯数を基準とする。

(助成金の財源)

第8条 助成金は普通会費を財源とする。

(助成金の交付申請)

第9条 助成金の交付を希望する自治会は、「助成金交付申請書」(別記様式第1号)を提出しなければならない。交付申請書の提出がない自治会には、助成事業を実施しても助成金は交付されないものとする。

(助成金の交付決定)

第10条 社協は、助成金の交付申請があったときは、申請に係る書類の審査を行い、助成事業の目的及び内容が適正であり、助成金を交付すべきものと認めたときは、助成金交付の決定をする。

(実績報告)

第11条 助成金の交付申請を行った自治会は、事業が完了したときは速やかに「助成事業実績報告書」(別記様式第2号)を提出しなければならない。実績報告書の提出は事業年度の2月末までに行うものとする。

(助成金の交付)

第12条 社協は、自治会から提出された実績報告書に基づき事業年度の3月末までに助成金の交付を行う。

(交付決定の取消し等)

第13条 会長は、次の各号に該当したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(2) 助成金を第6条に定める実践活動以外の用途に使用したとき

(助成金の返還)

第14条 会長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときには、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めのない事項については、会長が別に定める。

附 則

1. この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度事業から適用する。
2. 平成30年度については事業開始初年度のため、本要綱第9条は適用しないものとする。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

別表1

助成事業の対象となる実践活動内容

実践区分	対象者及び区分毎の申請額上限	実践活動の内容（例）
(1) 見守り活動	【対象者】 日常生活や健康状態及び非常時の対応が心配な一人暮らしの高齢者及び一般住民 【申請額の上限】 <u>自治会の助成金額上限の50%</u>	1. 高齢者の見守り活動 定期的な訪問等による安否確認等の見守り活動及び訪問以外の見回り活動など
		2. 地域の見守り活動・防災活動 防犯パトロール、子供の見守り活動、防災訓練、防災・防犯講習会などの自主活動
(2) 日常生活支援活動	【対象者】 日常生活や健康状態及び非常時の対応が心配な一人暮らしの高齢者及び一般住民 【申請額の上限】 <u>自治会の助成金額上限の50%</u>	1. 高齢者の日常生活のたすけあい活動 買い物支援、家屋・庭の手入れやゴミ出し・除雪などの日常生活の支援活動など
		2. 地域のささえあい・たすけあい活動 ボランティア活動、環境美化活動（除草、清掃、花壇整備など）、交通安全運動など
(3) 社会参加活動	【対象者】 一般住民 【申請額の上限】 <u>自治会の助成金額上限の50%</u>	1. 介護予防のための活動 生きがい活動、健康セミナー、料理教室など
		2. 地域の繋がりの場づくり サロン活動、高齢者と子供・婦人の集いや催しなど
		3. その他自治会行事・活動 世代間交流、健康・生きがいづくり活動、教養を深める学習会、地域の親睦を深める活動、会議など

※(1)～(3)それぞれの申請額上限は自治会の助成金額上限の50%ですが、(1)～(3)の割合の合計が100%に収まるように調整して下さい。

【例】: (1) = 50%、(2) = 20%、(3) = 30% など

助成の対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・アルコール代、負担金 ・営利目的の活動、販売を目的とした活動及び個人に帰属する活動 ・成果が田上町内に帰属しない福祉活動 <p>※町（生涯学習事業等）や他助成金との重複は避けて下さい。</p>
--------	---